

長期収載品の選定療養費について

○長期収載品の選定療養費とは

- ・令和6年10月1日から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、患者さんご自身の希望で先発医薬品（長期収載品）を選択された場合に、通常の医療費とは別に追加の費用をご負担いただく制度（選定療養）が始まりました。

この制度では、先発医薬品と後発医薬品の価格差の一部を患者さんにご負担いただきます。

なお、令和8年6月1日からは制度が見直され、患者さんのご負担額が変更されました。

○対象となる場合

- ・院外処方
- ・外来院内処方

○対象となる医薬品

- ・後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。（※在宅注射薬剤も対象となります。）

○対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合
- ・後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

○負担金額

- ・令和6年10月1日～令和8年5月31日：価格差の4分の1
- ・令和8年6月1日以降：価格差の2分の1